

FX（店頭外国為替証拠金取引）約款 新旧対照表

#	タイトル	ページ	改定後	現状
1	-	全頁	FX	JNB-FX PLUS
2	第1条（適用範囲）	1	本約款は、PayPay銀行株式会社（以下「当社」といいます）の提供する「FX（一般タイプ）」および「FX（初級タイプ）」と称するサービス（以下、両サービスを総称して「本サービス」とし、個別に各サービスを指す場合にはそれぞれ「一般タイプ」および「初級タイプ」といいます）をご利用いただく際に適用されます。当社は、お客さまが本サービスの利用申し込みにあたって下記条項の他、当社が別途定める各取引規定についても確認し、同意したものととして取り扱います。	本約款は、ジャパンネット銀行（以下「当社」といいます）の提供する「JNB-FX PLUS（一般タイプ）」および「JNB-FX PLUS（初級タイプ）」と称するサービス（以下、両サービスを総称して「本サービス」とし、個別に各サービスを指す場合にはそれぞれ「一般タイプ」および「初級タイプ」といいます）をご利用いただく際に適用されます。当社は、お客さまが本サービスの利用申し込みにあたって下記条項の他、当社が別途定める各取引規定についても確認し、同意したものととして取り扱います。
3	第14条（売買注文の取り消し・変更）	6	2. 当社は、回線の通信速度またはシステム障害等に起因する受発注の時間差に伴い、前項の取り消しまたは変更が完了しないことにより生じる損害について、一切の責任を負いません。	2. 当社は、回線の通信速度またはシステム障害等に起因する受発注の時間差に伴い、前項の取り消しまたは変更が完了しないことにより生じる損害について、一切責任を負わないものとします。
4	第24条（支払不能または不能となる恐れがある場合等における本取引）	9	1. 当社は、お客さまが前条第1項各号のいずれかに該当した場合、お客さまに通知することなく、お客さまの建玉の一部または全部を当社の任意で反対売買を行うことができるものとします。 2. 当社は、お客さまが前条第2項の各号のいずれかに該当した場合であって、当社が指定する日時までにお客さまがお客さまの建玉につき反対売買の注文を行わない場合、お客さまに通知することなく、お客さまの建玉の一部または全部を当社の任意で反対売買を行うことができるものとします。 3. お客さまは、前二項の反対売買を行った結果、証拠金以上の損失が生じた場合、直ちに証拠金を超える損失に相当する金員を当社に支払うものとします。また、前二項の反対売買を行った結果、お客さまに損害が生じた場合にも、当社は一切の責任を負いません。	1. 当社は、お客さまが前条第1項各号のいずれかに該当した場合、お客さまに通知することなく、お客さまの建玉の一部または全部を当社の任意で反対売買を行うことができるものとします。 2. 当社は、お客さまが前条第2項の各号のいずれかに該当した場合であって、当社が指定する日時までにお客さまがお客さまの建玉につき反対売買の注文を行わない場合、お客さまに通知することなく、お客さまの建玉の一部または全部を当社の任意で反対売買を行うことができるものとします。 3. お客さまは、前二項の反対売買を行った結果、証拠金以上の損失が生じた場合、直ちに証拠金を超える損失に相当する金員を当社に支払うものとします。
5	第36条（反社会的勢力の排除）	11～12	4. 前項の規定の適用により、お客さまに損害が生じた場合には、当社は一切の責任を負いません。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。	4. 前項の規定の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。